

平成 28 年 6 月 3 日

受益者の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（愛称:ひまわり） 投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り投資信託約款（以下「約款」といいます。）の変更のご提案をいたします。

今回ご提案する約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律*（以下「投信法」といいます。）第 30 条および同法施行規則第 46 条に規定する「投資信託約款の重大な内容の変更」（以下「重大な約款変更」といいます。）にあたり、約款第 47 条に定める異議申立の手続きをとることとなります。このお知らせは、投信法第 30 条の規定に基づき、対象となる受益者の皆様にお送りするものであり、重大な約款変更に関する法定手続きの一環のものとなりますので、何卒ご了承ください。

なお、今回お知らせする重大な約款変更とは別に、信託財産留保額の廃止についての約款変更を平成 28 年 6 月 3 日適用で行なっております。この約款変更は商品としての同一性を失わせることとなるものではないと判断するため、異議申立の手続きの対象ではございません。

※当ファンドは信託法の施行日（平成 19 年 9 月 30 日）前に信託されたものであり、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「信託法整備法」といいます。）第 2 条の規定により、平成 19 年 9 月 30 日以降についても信託法整備法第 25 条の規定による改正前の投信法に基づく重大な約款変更の手続きが適用されます。

謹白

<記>

1. 約款変更の内容および提案の理由

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、信託期間を平成 28 年 8 月 31 日（以下「信託終了日」といいます。）までとする約款変更を行ない、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款変更を行ない、平成 28 年 8 月 17 日から平成 28 年 8 月 30 日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に 100 分の 1 を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。当該運用収益率に乘じる率を 20 分の 1 に減じるものです。）を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成 28 年 8 月 31 日の委託会社および受託会社の信託報酬の総額に関しては、約款第 35 条第 1 号に掲げる収益等（繰越利益金を含みます。）の合計額から約款第 35 条第 2 号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

なお、これらの約款変更は重大な約款変更にあたり、異議申立の手続きをとることといたしました。約款変更の詳細は、次頁に記載の「約款の新旧対照表」をご参照ください。

◆ 約款の新旧対照表 ◆

下線部 〃 は変更部分を示します。

| (変更後) | (変更前) |
|--|---|
| <p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、この契約締結の日から平成 28 年 8 月 31 日までとします。</p> <p>(信託報酬の総額および支弁の時期) 第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、次に掲げる率を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。 1. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率(第 35 条第 1 号に掲げる収益等(繰越利益金を除きます。))の合計額から第 35 条第 2 号に掲げる経費等(信託報酬を除きます。))の合計額を控除した金額を、計算日における信託元本の額で除して得た率を年率換算したものをいいます。)に 100 分の 1 を乗じて得た率(年率。但し、下限は零とします。)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、平成 28 年 8 月 31 日の委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 35 条第 1 号に掲げる収益等(繰越利益金を含みます。))の合計額から第 35 条第 2 号に掲げる経費等(信託報酬を除きます。))の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。))とし、当該計算期末に計上します。</p> <p>③ 前各項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。</p> <p>(信託契約の解約) 第 42 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において受益権の総口数が 30 億口を下ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑥ <略></p> | <p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、この契約締結の日から第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。</p> <p>(信託報酬の総額および支弁の時期) 第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 101.35 以内の率とし次に掲げる率(以下、「信託報酬率」といいます。))を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。 1. <削除> 2. 平成 11 年 12 月 1 日以降の各週の最初の営業日(委託者の営業日をいいます。以下同じ。))から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7.11 を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年 10,000 分の 35.55 以下の場合、信託報酬率は年 10,000 分の 35.55 以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。 <新設></p> <p>② 前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。</p> <p>(信託契約の解約) 第 42 条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において受益権の総口数が 30 億口を下ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑥ <同左></p> |

※なお、重大な約款変更には該当しませんが、当ファンドについて、信託契約の一部解約の際、追加信託により受益権が生じた日から当該一部解約の請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益権について当該請求を受けた場合には、当該解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額を一部解約金から差し引くこととしていますが、平成 28 年 6 月 3 日適用で当該信託財産留保額を廃止する約款変更を行っております。

2. 手続きおよび日程

(1) 日程について

| | |
|------------------------|---------------------------------|
| ① 公告日（電子公告※） | 平成 28 年 6 月 3 日（金） |
| ② 異議申立期間 | 平成 28 年 6 月 3 日（金）～7 月 4 日（月）まで |
| ③ 提案する約款変更予定日（適用開始予定日） | 平成 28 年 8 月 17 日（水） |

※当ファンドの公告は電子公告の方法により行ない、次のアドレス（弊社ホームページ上）に掲載します。
<http://www.nomura-am.co.jp/>

上記公告日現在の当ファンドの受益者の方は、投信法第 30 条の規定に基づき、上記の異議申立期間中に、野村アセットマネジメント株式会社に対し、書面により当ファンドの約款変更に関する異議申立をなさることができます。上記公告日を過ぎて取得した受益権については当ファンドの約款変更に関する異議申立の対象外となりますのでご注意ください。

なお、この約款変更にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

(i) 当ファンドにつき、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合

当ファンドの約款変更の届出を行ない、平成 28 年 8 月 17 日より適用いたします。当ファンドは、平成 28 年 8 月 17 日以降の信託報酬の総額は約款変更内容に則り変更となり、平成 28 年 8 月 31 日に信託終了（償還）いたします。

償還価額は、平成 28 年 8 月 31 日の基準価額となります。

なお、償還金は、平成 28 年 9 月 1 日（予定）より、販売会社の本支店等でお支払いいたします。

(ii) 当ファンドにつき、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記①の公告日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えた場合

当ファンドは、約款変更を行ないません。この場合、約款変更を行わない旨を、上記異議申立期間終了後公告し、当ファンドの受益者の方に遅滞なく書面にてお知らせいたします。

(2) 異議申立のお手続きについて

当ファンドの約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、**郵便はがき等の書面**に以下の内容をご記入の上、次の野村アセットマネジメント株式会社の窓口宛に、郵送にてお送りください。**（平成 28 年 7 月 4 日（月）必着）**

(i) 宛先

〒103-8790 日本橋郵便局 私書箱 156 号

野村アセットマネジメント株式会社

「野村 MMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の約款変更に関する取扱い窓口

(ii) ご記入いただく内容

- | |
|--|
| ① 住所 |
| ② 氏名（署名、捺印）（法人の受益者の方は、法人名と代表者名（署名、捺印）をお願いします。） |
| ③ 電話番号（日中連絡先） |
| ④ ファンド名 |
| ⑤ 取扱販売会社、取引店名、口座番号※ |
| ⑥ 約款変更を行なうことについて反対する旨 |

※当ファンドに関し、複数口座をお持ちの場合には、異議申立をなさるすべての取扱販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

（注 1）上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立を受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。

（注 2）異議申立をされた受益者の受益権の合計口数の確認のため、取扱販売会社に対して上記の情報（個人情報を含みます。）を提供の上、口数等の確認を行ないますのでご了承ください。なお、その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。ご提供いただいた情報は、当書面記載の手続き以外の目的には利用いたしません。

(3) 異議申立をされた受益者の買取請求手続きについて

当ファンドにつき、約款変更が決定した場合には、異議申立をされた受益者は、以下の手続きにより、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、受益権の買取りを請求することができます。(約款変更が決定した場合には、異議申立をされた受益者の方に、買取請求につきましてあらためてご案内させていただきます。)

※この買取請求は、約款変更に対し異議申立をされた受益者が、投信法第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行なうものであり、取扱販売会社に対する買取請求ではありません。

当該信託の約款変更に対し異議申立をなされた場合でも、受益者は必ず買取りを請求しなければならないということではありません。

異議申立期間中・買取請求期間中ともに、取扱販売会社においては、通常通り、換金(解約)のお申込みをお受けいたします。ただし、買取請求を行なった受益権については、換金(解約)のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。

- ① 買取請求期間は、平成28年7月15日(金)から平成28年8月3日(水)まで(受託会社受理分)
- ② 弊社より異議申立をされた受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ (買取請求を行なう場合) 取扱販売会社へ買取請求必要書類を請求
- ④ 取扱販売会社へ買取請求必要書類を提出
- ⑤ 受託会社において買取請求必要書類の受理および信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座等への買取代金(振込手数料^{*}差引後)のお支払い

※振込手数料(振替料金その他類似の手数料を含みます。)は買取請求を行なった受益者のご負担となります。加えて、買取報告書の郵送料等実費もご負担いただく可能性もございます。

- ・ 買取りの価額は、公正な価額となります。本件においては、原則として上記⑤の受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の前日の基準価額となります。
- ・ 上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでに、通常の換金(解約)請求よりも日数を要します。

<当ファンドの約款変更等に関するお問い合わせ先>

野村アセットマネジメント株式会社(電話受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
サポートダイヤル 0120-753104

以上